令和９年度
長岡市放課後児童クラブ入会案内

長岡市では、保護者の就労などで、子どもの見守りができない家庭の小学生を対象に、放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」）を開設しています。

児童クラブの利用を希望する場合は、本案内の内容をご確認いただき、入会の手続きをお願いします。

１　「放課後児童クラブ」について・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１
（1）児童クラブとは
（2）開設時間
（3）利用料
（4）開設時間延長
（5）休日
（6）支援内容
（7）運営主体
（8）児童クラブの登録と利用

２　児童クラブの入会申請について・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ３
（1）登録申込みの要件
（2）登録される期間
（3）登録の優先順位について

３　児童クラブの登録手続きについて・・・・・・・・・・・・・ Ｐ４
（1）受付期間
（2）申請方法
（3）添付書類
（4）手続きの流れ

４　延長利用料金の請求・支払い方法について・・・・・・・・ Ｐ７

５　登録内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ９

６　児童会館について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ９

７　児童会館・児童クラブ一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ10

８　よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ12

９　令和９年度放課後児童クラブ入会申請フォーム・・・・・・ Ｐ14

〈お問い合わせ先〉

児童クラブ入会案内の記載内容に関すること：長岡市教育委員会　子ども政策課
児童育成班　　TEL 0258-39-2393

児童クラブの利用方法・運営に関すること：お住まいの地域の児童クラブ（10,11 ページ参照）
児童クラブ運営受託業者 安全給食サービス　明日葉　共同企業体
代表者　㈱安全給食サービス　TEL 0258-31-6900

1　「放課後児童クラブ」について

（1）児童クラブとは

児童クラブは、放課後帰宅しても保護者の就労などで子どもの見守りができない家庭の小学生を対象とした「生活の場」です。

利用にあたっては、事前に登録が必要です。

開設場所は、各小学校区のコミュニティセンター内にある児童会館や地域の交流施設のほか、小学校の空き教室、図書室、音楽室などがあります。

（2）開設時間

開設日	開設時間	開設時間延長
平　日	放課後　～　18：00	18：00　～　19：00
短縮授業日	学校放課時刻　～　18：00	18：00　～　19：00
土曜日 振替休業日 長期休業日	8：30　～　18：00	7：30　～　8：30 18：00　～　19：00

（3）利用料

8：30　～　18：00	無　料
7：30　～　8：30 18：00　～　19：00	有　料 （30 分未満　･･･100 円 30 分以上 1 時間･･･200 円）

（4）開設時間延長

児童クラブでは有料で開設時間延長を実施しています。実施時間及び利用料は上記の（2）（3）をご確認ください。朝の利用は児童クラブに入室した時間、夕方は児童クラブから退室した時間を基準とし、延長利用にかかった料金を計算しています。延長利用料金の請求・支払い方法については７ページをご覧ください。

時間延長の利用には登録が必要です。延長時間の利用がない限り、料金は発生しませんので、延長利用の予定がない方も入会申請の段階での登録をお願いします。

（５）休　　日　日曜日、祝日、年末年始（１２月２８日～翌年１月４日）
※ただし、12 月 28 日と１月４日は、利用希望者がいる場合は開設します。
※その他、施設点検や感染症の流行、自然災害等のために児童クラブがお休みとなる場合があります。発生の都度、お知らせしますので、ご理解とご協力をお願いします。

（６）支援内容　保護者に代わって預かることとし、学習指導は行いませんが健全な遊びと正しい生活習慣が身に付くよう支援します。

（７）運営主体　安全給食サービス明日葉共同企業体（長岡市からの受託業者）

（８）児童クラブの登録と利用

児童クラブを利用するためには事前の登録が必要です。

また、登録していても、保護者の状況により児童クラブを利用できない日もあります。下記の留意事項をご確認いただき、ご利用をお願いします。

利用要件に合わなくなった場合（例：保護者が退職して家にいる等）には、退会の手続きが必要です。

【　児童クラブの利用に係る留意事項　】

- 保護者の仕事・求職活動・学校等が休みの日や、お子さんの下校前に仕事が終わる日などは、児童クラブの利用は原則ご遠慮いただいております。子どもたちにとって、ご家族とお家で過ごす時間も大切ですので、ご協力をお願いします。
- 未就学の兄弟姉妹の入園式・卒園式への出席、病院への付き添いや学校での保護者面談への出席などの場合は、児童クラブをご利用いただけます。
- 児童クラブの開設時間をご確認いただき、必ず 19：00 までにお迎えをお願いします。
- 児童クラブでは、保護者用連絡アプリ「安心でんしょばと」を導入しています。毎月の利用予定の登録とその変更等にはアプリを利用してください。また、児童クラブからのお知らせもアプリを通じて送りますので、ご確認ください。
- 児童クラブの直前の欠席または利用を希望する場合には、必ず、児童クラブと学校に電話で連絡してください。連絡の無いお休みは、職員が大変心配します。安心安全な見守りのために、児童クラブと学校への連絡は忘れずにお願いします。
- 事前連絡が無くお子さんが児童クラブをお休みした場合や、児童クラブでお子さんがケガや体調不良となった場合には、申請書に記載の緊急連絡先に連絡します。緊急連絡先に変更があった場合には、速やかに児童クラブにお申し出ください。
- 児童クラブからお子さんだけを帰宅させることはできません。必ず、保護者や 18 歳以上の同居家族などがお迎えにお越しください。
- 土曜日や長期休業日等にお子さんを送る際は、必ず職員と顔を合わせ、お子さんを引き渡してください。玄関にお子さんだけを置いていくことが無いようにしてください。
- お子さんの様子を共有できるとありがたいです。時には時間に余裕をもっておいでください。

２　児童クラブの入会申請について

（１）登録申込みの要件

児童クラブの登録申込みができるのは、原則以下の２つの要件を満たす方です。

① 長岡市内の小学校に在籍する児童、または長岡市に住所を有し新潟大学附属長岡小学校に在籍する児童で、集団生活を送れる児童

② 父母の双方（ひとり親世帯にあっては当該保護者）が次のいずれかの事由に該当すること

- 就労のため、放課後等に家庭にいない、または在宅勤務で見守りができない
  ※勤務時間は、平日においては下校時間を超える時間であること
  ただし、長期休業日のみの登録の場合を除く
- 疾病または負傷の状態にあるか、障がいがあること
- 疾病または負傷の状態にあるか障がいのある親族等を常時介護していること
- 出産予定日前８週間（多胎妊娠の場合は 14 週間前）に当たる日から、出産日後８週間に当たる日までの間（以下「産前産後期間中」という）であること
- 育児休業期間中であること
- 大学、専門学校、職業訓練校等へ通学中であること

（２）登録される期間

児童クラブに登録される期間は、原則、登録開始日から各年度の３月３１日までです。年度ごとに申請が必要ですので、ご注意ください。

（３）登録の優先順位について

要件を満たすすべての方に児童クラブをご利用いただけますが、各施設の受け入れ可能人数を超えた場合は、原則として低学年を優先します。低学年のみで定員を大幅に上回る場合は、４年生以上については利用できない場合がありますので、ご了承ください。

３　児童クラブの登録手続きについて

（１）受付期間

令和９年４月中に利用開始を希望する場合は、以下の期間に申請してください。

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月２７日（金）まで

※令和９年５月以降から児童クラブを利用開始したい場合は、利用開始希望日の１か月～２週間前までを目途にお申し込みください。

※入会申請は先着順ではありません。申請時期が遅くなったことのみを理由に入会の可否を判断することはありませんので、利用開始を希望する時期に合わせて申請してください。

（2）申請方法　（令和９年度分の申込から電子申請での手続きになりました。）

就労証明書をご用意の上、入会申請フォームを提出してください。就労証明書は児童クラブでお渡ししているほか、長岡市の HP からもダウンロード可能です。入会申請フォームの二次元コードは、児童クラブで配布する入会案内に記載しています。通学する小学校区内の児童クラブに取りに来てください。

配布時間は以下のとおりです。

平　日：午後２時 30 分から午後６時
土曜日：午前 10 時から 12 時、午後１時から午後５時 30 分
※兄弟・姉妹など１家庭につき２人以上の入会を希望する場合、子ども１人につき１件ずつ申請してください。
※土曜日は児童クラブの開設状況によって、書類をお渡しできない場合があります。

（３）添付書類

入会申請の際に保護者（父母）の**就労証明書**の添付が必要です。取得した就労証明書を画像で添付して申請してください。

- 派遣による雇用形態の方は、派遣元から証明を受けてください。
- 自営業の方は自署してください。就労証明書に加えて、開業届や確定申告の写しなど、事業を実施していることがわかる書類の添付もお願いしています。
- 訂正する場合は二重線を引いてください（修正テープの利用不可）。
- 弟妹の保育園申込時に提出した就労証明書の写しでも可能です。
- 兄弟姉妹で申請する場合、子ども１人につき１件の申請が必要になるため、それぞれの申請に就労証明書を添付してください。添付する就労証明書は同一のもので構いません。
- 大学、専門学校、職業訓練校等に通学することを理由に児童クラブの利用を希望する場合は、在学証明書の添付が必要です。

※令和９年度から父母以外の同居家族（祖父母等）の就労状況の確認は不要としました。

～ 児童クラブの登録に係る留意事項 ～

- 前年度から継続して利用する場合も、毎年度登録手続きが必要です。
- 利用登録できる児童クラブは児童１人につき１施設までです。
- 申請内容に虚偽が認められる場合や、延長利用料金の滞納が続く場合は、登録をお断りすることがあります。
- 児童クラブでの見守りの参考とするために、保育園・小学校・児童発達支援事業所等の関連機関と情報交換・情報共有をさせていただく場合があります。
- 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに利用変更申請を行ってください（９ページ参照）。

〈新潟大学附属長岡小学校への入学を検討されている方〉

附属長岡小学校に合格した方で児童クラブの利用を希望する場合、附属長岡小学校児童クラブを利用いただくことになります。附属長岡小学校の合格発表は、児童クラブ入会申請受付期間後の 12 月です。そのため、児童クラブの利用を希望する方は、合否にかかわらず一度、地元の児童クラブを選択して入会申請を行ってください。合格発表後、速やかに子ども政策課までお電話いただき、利用希望のクラブの変更をご連絡ください。

変更連絡受付期間
期　間：合格発表後 ～ １２月２５日(金) ※土曜日、日曜日は除く
時　間：８：３０ ～ １７：１５
連絡先：０２５８－３９－２３９３（長岡市　子ども政策課）

新２．３年生は令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月２７日（金）に申請を行ってください。

（4）手続きの流れ

以下の日付は令和９年４月から児童クラブを利用する場合のものですが、年度途中の申請の場合も流れは基本的に同じです。

１．児童クラブで入会案内等の必要書類を受け取る
（令和８年１１月４日(水)～）

２．就労証明書を準備する

１０月１日以降に長岡市のホームページからもダウンロード可能です。

長岡市ホームページはこちら ⇒

https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate02/jidou/nyukai.html

３．入会申請を行う（令和８年１１月４日(水)～令和８年１１月２７日(金)）

４．登録決定（令和９年２月中旬ごろ～）

申請時に入力いただいたメールアドレス宛に、入会決定通知を送付します。決定通知の送付前に、入会の可否について個別にお伝えすることはできません。

５．保護者説明会の開催（令和９年３月中旬ごろ）

児童クラブで、利用に向けた説明会を行います。決定通知の送付と併せて保護者会の案内を送付する予定ですので、確認の上ご参加ください。みなさんにルールを守って気持ちよく利用していただくための会です。ぜひ出席をお願いします。

説明会の際に「安心でんしょばと※1」と「エンペイ※2」の登録用紙を配布します。児童クラブ利用開始までに登録の手続きをお願いします（前年度に引き続き児童クラブを利用する場合や、兄姉がすでに児童クラブを利用している場合は、手続きが不要の場合もあります）。

児童クラブ利用開始

※1「安心でんしょばと」は、児童クラブ利用予定の登録、児童クラブへの入退室状況の通知、クラブからのお知らせ等の配信を行うアプリです。

※2「エンペイ」は延長利用料金の請求・支払いに使用するLINEを活用した決済サービスです。

４　延長利用料金の請求・支払い方法について

児童クラブの延長利用料金の支払いには、「エンペイ byGMO」という LINE を活用した決済サービスを導入しており、１か月分の延長利用料金を翌月にまとめてお支払いいただきます。入会決定後に LINE の友達登録用紙を配布しますので、登録をお願いします(※)。

エンペイ byGMOについて

■ 毎月 LINE に請求メッセージが届きます。

エンペイ LINE 公式アカウントを通じて請求が届きます。請求明細や過去のお支払い履歴もスマートフォンから確認できます。

■ お好きな決済方法でお支払いください。

クレジットカードや、コンビニ、PayPay など豊富な決済手段があります。
※コンビニ払いは１件 330 円の支払い手数料がかかります。
各種ポイントを貯めることができます。

■ 安心・安全のセキュリティ

保護者の LINE アカウントが、サービス運営会社や施設側に知られてしまうことはございません。
お客さまからお預かりした情報資産を、あらゆる脅威から保護するための情報セキュリティ管理に取り組んでいます。

LINE登録のお願い

ID とパスワードが記載された登録用紙から LINE 登録をお願いします。

LINE をご利用されていない方や LINE の登録ができない方には、児童クラブより紙の請求書をお渡しします。

■ よくある質問

LINE の登録方法など、不明な点がございましたら、「よくある質問集」をご確認ください。

よくある質問集は
こちらから☞

（※）下記の場合は新たに LINE の友達登録をする必要はありません。
- 複数年度にわたって児童クラブを利用しており、その間に一度も退会していない場合
- 児童クラブの利用は初めてだが、兄姉がすでに児童クラブを利用しており、クラブの在籍期間が重なる場合

セキュリティについて

enpay byGMOは、GMOエンペイ株式会社によって、高いセキュリティ基準のもと、安全に運用されています。

LINE登録について

enpayはLINEヤフー株式会社へ個人情報を一切提供しておらず、LINEヤフー株式会社からenpayのお客さま情報にアクセスすることもできません。またenpay内で保持しているLINEの情報は暗号化されており、**個人を特定できるものではありません。**

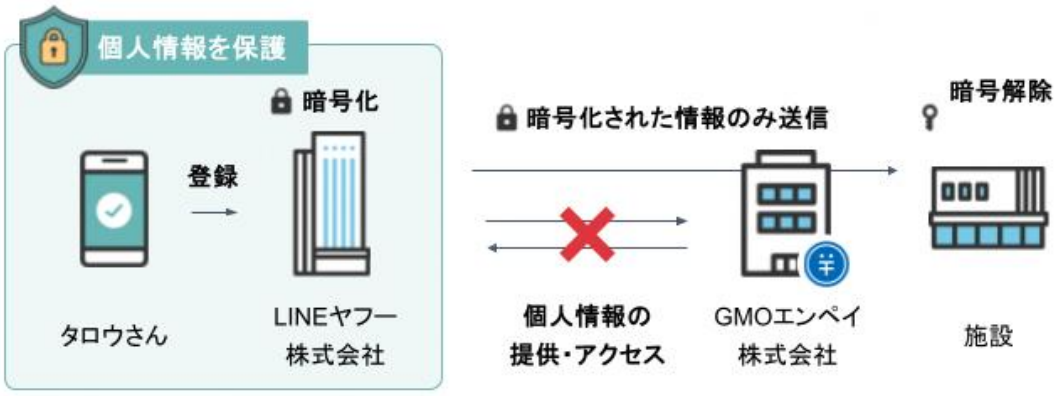

決済情報について

クレジットカード情報などの個人情報・決済情報は**業界最大手の決済代行会社にて厳重に管理されております。**enpayと施設、LINEヤフー株式会社はお客さまの個人情報・決済情報を見れません。

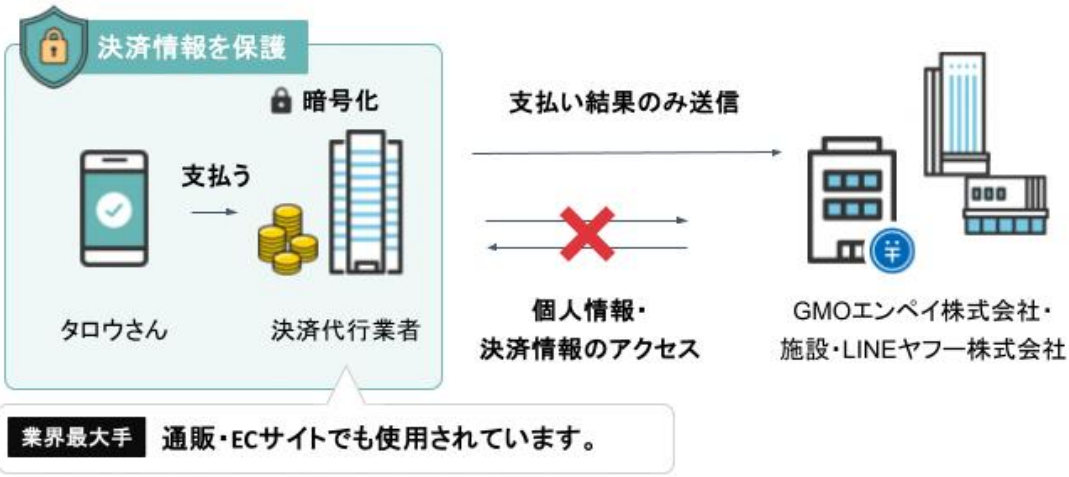

５　登録内容の変更

登録内容に変更がある場合や、児童クラブの利用要件を満たさなくなった場合は、下記のとおり期日までに申請してください。利用状況変更・退会申請フォームの二次元コードは、令和９年２月中旬以降に各児童クラブでお渡しできます。児童クラブの利用を開始していない場合も、入会決定通知書が届いている場合は変更申請が必要です。

<table>
<tr><th>申請が必要な事由</th><th>手続き</th><th>申請の時期</th></tr>
<tr><td>父母の勤務時間・勤務場所が変更となった場合</td><td rowspan="2">利用状況変更申請フォームから申請を行ってください。その際、就労証明書の添付をお願いします。</td><td rowspan="6">速やかに申請してください</td></tr>
<tr><td>父母が転職した場合</td></tr>
<tr><td>父母が再婚した場合</td><td>利用状況変更申請フォームから申請を行ってください。その際、新たに同居する保護者の就労証明書を提出してください。</td></tr>
<tr><td>父母が離婚、離別、死別した場合</td><td rowspan="3">利用状況変更申請フォームから申請を行ってください。
(※)入会申請時に延長利用の申込をしていない場合</td></tr>
<tr><td>住所・緊急連絡先・送迎者が変更になった場合</td></tr>
<tr><td>延長利用を開始する場合(※)</td></tr>
<tr><td>児童クラブを退会する場合</td><td>退会申請フォームから申請を行ってください。</td><td>退会を希望する日までに申請してください</td></tr>
</table>

６　児童会館について

児童クラブ以外に児童が放課後に過ごすことのできる場所として、児童会館を開設しています。児童会館は児童が自由に利用できる遊びの場です。各年度の初回利用時は利用申込書の提出が必要ですが、２回目以降は利用票に記入すれば、開館時間内いつでもご利用いただけます。

放課後は学校から直接来館することはできません（一部地域を除く）。一度自宅に帰宅した後、来館してください。利用時は必ず内履きを持参してください。

児童会館を開設している施設は 10,11 ページの児童会館・児童クラブ一覧をご確認ください。

<table>
<tr><td rowspan="2">開館時間
（日曜、祝日、12/28～1/4 を除く）</td><td>平日
短縮授業日</td><td>13：00～17：30</td></tr>
<tr><td>長期休業日
土曜日
振替休業日</td><td>10：00～17：30
（12：00～13：00 は利用できません）</td></tr>
</table>

７　児童会館・児童クラブ一覧

令和９年４月１日見込

地域	児童会館	児童クラブ	施設名	所在地	電話番号
長岡地域	○	○	関原児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	五反田町950	080-5983-6344
	○	○	栖吉児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	悠久町3-734	080-5983-6345
	○	○	希望が丘児童ｾﾝﾀｰ(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	西津町2301-1	080-5983-6350
	○	○	大島児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	緑町3-55-41	080-5983-6351
		○	大島第二児童クラブ(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ隣接施設)	緑町3-59-10	080-5983-6408
	○		川崎児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	川崎6-2407-5	080-5983-7078
		○	川崎東児童クラブ(川崎東小学校隣接ﾌﾟﾚﾊﾞ)	川崎町671-1	080-5983-6409
	○	○	千手児童会館(コミュニティセンター内)	西千手2-5-1	080-5983-6413
	○	○	上組児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	曲新町564	080-5983-6414
		○	上組第二児童クラブ(上組小学校隣接プレハブ)	豊詰町227	080-5983-6446
	○		大積児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	大積町1-甲1083	080-5983-7079
	○	○	阪之上児童会館(けさじろ保育園2階)	今朝白2-9-28	080-5983-6447
	○	○	中島児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	中島2-6-1	080-5983-6468
	○	○	福戸児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	福戸町2606-1	080-5983-6469
	○	○	豊田児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	豊田町5-1	080-5983-6484
		○	豊田第二児童クラブ(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	〃	080-5983-6485
	○	○	富曽亀児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	小曽根町757-8	080-5983-6487
		○	富曽亀第二児童クラブ(ふそき公園敷地プレハブ)	新保町1399-3	080-5983-6488
	○	○	山本児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	浦瀬町1072-1	080-5983-6496
	○	○	新町児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	西新町2-2-24	080-5983-6497
	○		六日市児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	中潟町728	080-5983-6728
	○	○	表町児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内、表町小学校内)	中島5-7-7	080-5983-6553
	○	○	神田児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	西神田町2-3-1	080-5983-6554
	○	○	宮内児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ分館内)	宮栄3-21-27	080-5983-6592
		○	宮内第二児童クラブ(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ分館内)	〃	080-5983-6593
	○	○	新組児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	福井町957-1	080-5983-6599
	○	○	宮本児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	宮本町1-甲105-2	080-5983-6749
	○	○	川崎中央児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ分館内)	地蔵1-4-1	080-5983-6600
	○	○	黒条児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	黒津町373	080-5983-6604
		○	黒条第二児童クラブ(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	〃	080-5983-6605
	○	○	前川児童会館(前川小学校内)	前島町75	080-5983-6667
	○	○	石坂児童会館(石坂小学校内)	村松町2735	080-5983-6755
	○	○	山谷沢児童会館(岡南小学校内)	滝谷町143	080-5983-6756
	○	○	下川西児童会館(下川西小学校内)	花井町1019	080-5983-6758
	○	○	深沢児童会館(町内会施設)	深沢町3081-3	080-5983-6759
	○	○	才津児童会館(才津小学校隣接ﾌﾟﾚﾊﾞ)	才津西町2200子	080-5983-6668
	○	○	山通児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	柿町650-4	080-5983-6672
	○	○	上川西児童会館	下柳2-5-29	080-5983-6673
	○	○	十日町児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	十日町1220-2	080-5983-6770
	○	○	四郎丸児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	四郎丸1-11-20	080-5983-6675
		○	四郎丸児童クラブ分室(四郎丸小学校内)	四郎丸1-2-25	080-5983-6676
	○	○	青葉台児童会館(青葉台小学校隣接施設)	青葉台4-15	080-5983-6696
	○	○	日越児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	宝地町753	080-5983-6697
	○	○	太田児童会館(ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内)	濁沢町482-3	080-5983-6771
		○	新潟大学附属長岡小学校児童クラブ(小学校内)	学校町1-1-1	080-5983-6727

地域	児童会館	児童クラブ	施設名	所在地	電話番号
中之島	○		みずほ児童会館(みずほ保育園内)	中野西甲700番地	080-5983-7135
	○		中条児童会館	中之島中条丙16	080-5983-7136
	○	○	上通児童クラブ(中之島コミュニティセンター上通分室内)	中之島6105	080-5983-6827
		○	中之島中央児童クラブ(中之島中央小学校内)	鶴ヶ曽根1162	080-5983-6828
		○	信条児童クラブ(信条小学校内)	中条新田92	080-5983-6879
越路		○	越路ひだまり児童クラブ(越路児童交流会館内)	来迎寺1647	080-5983-6880
		○	越路ひだまり児童クラブ分室(越路保健センター内)	来迎寺3697	080-5983-6882
		○	越路るんるん児童クラブ(越路地域交流館内)	不動沢210-2	080-5983-6883
三島		○	脇野町児童クラブ(みしま交流ｾﾝﾀｰ内)	脇野町1140番地1	080-5983-6893
		○	日吉児童クラブ(日吉小学校内)	鳥越甲420	080-5983-6894
小国		○	おひさま児童クラブ(おぐにコミュニティセンター内)	小国町新町304-1	080-5983-6938
和島		○	和島児童クラブ(和島小学校内)	小島谷3545-1	080-5983-6952
寺泊		○	大河津児童クラブ(大河津小学校内)	寺泊求草1035	080-5983-6953
		○	寺泊児童クラブ(寺泊小学校内)	寺泊一里塚3890	080-5983-6957
栃尾		○	栃尾南児童クラブ(栃尾南小学校内)	上の原町1-18	080-5983-6958
		○	栃尾東児童クラブ(栃尾東小学校内)	栃尾原町4-3-1	080-5983-6977
		○	東谷児童クラブ(東谷小学校内)	栃堀53番地	080-5983-6978
与板	○	○	たちばな児童クラブ(与板ふれあい交流ｾﾝﾀｰ内)	与板町与板甲339-1	080-5983-7046
川口		○	川口児童クラブ(川口小学校内)	西川口1149	080-5983-7047

８　よくある質問

No	お問い合わせ内容	回答
1	夜勤のある仕事に就いていて、児童の下校時間帯は在宅しています。児童クラブを利用できますか？	できます。 夜勤の場合は日中に体を休める必要があるため、児童クラブをご利用いただけます。
2	在宅ワークをしています。この場合、児童クラブの利用はできますか？	できます。 自営業で在宅ワークをしている場合は、就労証明書に加えて、開業届や確定申告の写しなど収入の状況を証明する書類を提出してください。 会社等に雇用されていて、在宅ワークを行っている場合は、就労証明書のみの提出で問題ありません。
3	産休・育休中は児童クラブを利用できますか？	できます。
4	現在は無職ですが、４月からの仕事が決まっている場合、入会申請はどのようにしたらいいですか？	入会申請フォームの「同居家族の雇用形態」を選択する欄で「その他」を選択し、具体的な内容欄に「４月から（企業名）への就職が決まっています。」と入力してください。 就労証明書が取得可能になったら、「利用状況変更申請フォームから「就労証明書」を速やかに提出してください。
5	現在の仕事を退職し、４月からは新しい仕事に就く予定です。入会申請はどのようにすればいいですか？	４月からの就職先が決まっている場合は、No.４と同様の方法で申請してください。 ４月からの就職先が決まっていない場合は、就職先が決まってから申請をしてください。 児童クラブへの入会決定は先着ではないので、申請時期が遅れたことにより入会に不利になることはありません。

No	お問い合わせ内容	回答
6	現在求職活動中ですが、仕事が決まり次第、新年度の児童クラブ利用を希望しています。入会申請はどのようにしたらいいですか？	就職が決まってからの途中入会が可能ですので、その時点で手続きをして下さい。 現在、職業訓練校に在学する等して求職活動をしている場合は、その学校発行の「在籍証明書」を添付して入会申請を行ってください。なお、就職が決まり次第、就労先から「就労証明書」を作成してもらうとともに、利用状況変更申請フォームから申請をお願いします。就職が決まっていない場合は、利用できないことがあります。
7	就労証明書は長岡市指定の様式でないとだめですか？	児童クラブの入会申請では、以下の就労証明書を有効とします。 ①児童クラブ入会申請用の就労証明書 ②保育園入園申込用の就労証明書 ③勤務先企業独自の就労証明書 ④学区外就学申請時の就労証明書
8	保護者がファミリーサポートの提供会員として働いています。この場合児童クラブを利用できますか？	有償・無償にかかわらず、ボランティア活動のために児童クラブに子どもを預けることはできません。放課後は自宅でお子様の見守りをお願いします。
9	子どもの迎えを親族以外の人（保護者の友人、ファミリーサポートセンターの人等）にお願いしていいですか？	問題ありません。ただし、事前に必ず、保護者から児童クラブ職員にその旨を伝え、共有してください。迎えに来た方の本人確認のために、身分証等を提示いただく場合がありますので、ご了承ください。

《 児童クラブ利用に関する確認事項　》

↓チェック ☑ をつけながらご確認ください。

□ 児童の育成支援について、児童クラブ職員との連携・協力をお願いします。

□ 児童クラブは、児童の生活状況等に関し、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有を行います。

□ 次のような場合は、登録を取り消す場合があります。

- 保護者が就労等を行わない状態になる等、児童クラブ利用の要件を満たさなくなった場合
- 保護者が虚偽の申し込みを行った場合
- 保護者が正当な理由なく延長利用料金などを滞納した場合
- 児童が自力で学校から児童クラブに登館することが難しい場合
- 他児に危害を与えたり、ルールを守れなかったりする児童について、支援員等が人的・物的配慮を行ってもなお、当該児童クラブでの受入が難しいと判断した場合

９　令和９年度放課後児童クラブ入会申請フォーム

スマートフォン等で二次元コードを読み取るか、パソコン等で下記の URL にアクセスの上、手続きを行ってください。

[redacted]

URL はこちら↓

[redacted]

- メールアドレス認証が必要です。
- 入力項目が多いため、申請に時間がかかります。時間にゆとりをもってお手続きください。